



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	北海道水田地帯における減反緩和対応の地域性に関する一考察
Author(s)	東山, 寛
Citation	農業経営研究, 19, 51-64
Issue Date	1993-02
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/36489
Type	departmental bulletin paper
File Information	19_51-64.pdf



北海道水田地帯における減反緩和対応の 地域性に関する一考案

東山 寛

1. 課 題
2. 減反緩和背景と都道府県配分・実施の特徴
 - 1) 減反緩和実施の背景
 - 2) 緩和面積の都道府県配分・実施の特徴
3. 減反緩和に対する北海道系統農協の対応と支庁配分・実施の特徴
 - 1) 減反緩和に対する北海道系統農協の対応
 - 2) 緩和面積の支庁配分・実施の特徴
4. 水田作の地域的特性と減反緩和対応との関連
5. 結 びー減反緩和対応の地域性

1. 課 題

「水田農業確立対策」後期対策（1990～92年）の最終年度に当たる1992年におこなわれた「減反緩和」は、「後期対策」期間中の「転作等目標面積」の基本面積である83万haを92年度に限って13万ha軽減し、これによって65万トンの増産を意図したものであった。しかしながら、実際の復田が低水準にとどまったため、「ポスト後期対策」として立案された「水田営農活性化対策」（1993～95年）においても継続されることとなり、さらに2万4千haの緩和が追加され、「転作等目標面積」の基本面積は67万6千haに設定されたのである。

このなかで北海道は、92年度の緩和面積18,400haをほぼ完全達成¹⁾、つづく「活性化対策」においても全国のほぼ半分にあたる11,750haの緩和面積配分を受けた。これにともなって目標転作率は、「後期対策」基本の49.8%から92年度は43.1%、「活性化対策」では38.8%へと低下し、全国平均の24.3%に近接することとなった。

このことを「懸案の格差配分の大幅是正」「日本の食糧基地として北海道が認められたことのあらわれ」²⁾と積極的に評価する向きがある一方で、依然として今次の緩和措置に関する長期的展望が提示されていないことから、過度な減反緩和実施を問題とする指摘も少なくない³⁾。また事実、北海道農政部が92年9月までにおこなった調査によれば、道内の転作田7万8千haのうち復田が可能な面積は3割程度の2万4千haであり、稲作復帰が困難な理由として野菜・花きなど高収益転作物の定着傾向、稲作面積規模拡大に対する機械・労働力不足、畜産経営との契約栽培による飼料転作の定着、稲作転換にともなう水利権の放棄、などがあげられている⁴⁾。

この調査結果からも示されるように、北海道の水田地帯・水田作経営は20余年にわたる「減反・転作」下で異質・多様な農業構造・経営方式に分化してきたと推察され、全道的な趨勢としては稲作復帰へ向かうなかで、その具体的な対応の内実は地域・経営によって一様ではないと考えられる。そこで本論文では、まずこの地域性について検討することとし、減反緩和対応の地域差を水田作の地域的特性との関連で把握しておきたい。

しかしながらそれに先立って、今次の減反緩和が実施されるにいたったそもそもの背景やその実施経過などについても可能な限り触れておく必要があるであろう。以下、順を追って述べることにしたい。

2. 減反緩和の背景と都道府県配分・実施の特徴

1) 減反緩和実施の背景

減反緩和が実施された背景として、以下の諸点を指摘することができよう。

まず第1に、もっとも直接的な契機となったのは1991（平成3）年産米の不作である。91年産水稻の作柄は作況指数95の「やや不良」であり、水稻収穫量は957万トンと著しく低い水準となった。このため、平成4米穀年度末（92年10月末）の政府持ち越し在庫量が「適正水準」とされる100万トンを大きく下回る30～40万トンと見通されたのである。現時点で付言しておけば、最終的な持ち越し在庫量は政府米25万トン、自主流通米1万トンの計26万トンであり、米の国内自給達成以降では3番目に低い水準となった。

第2に、米需要減少スピードの予想以上の鈍化があげられる。「後期対策」では米需要の年間減少量を10万トンと見通しているが、最近の『食料需給表』によれば

実際の減少量は5万トン程度となっている。付言しておけば、93年度からはじまる「水田営農活性化対策」では、この年間需要減少量の見通しを6万トンに改めるにいたっている。

第3に、米潜在生産力の低下傾向をあげることができよう⁵⁾。すなわち、1990年農業センサスが明らかにした大量の「耕作放棄地」の発生や転用にともなうかい廃、また、稲作経営において労働力の高齢化・後継者不足が深刻化していることを指摘することができよう。これについても付言しておけば、「後期対策」では「水稻潜在作付面積」を280万haとしていたが、「活性化対策」では270万9千haとしており、この数字だけをみれば、この3年間でほぼ9万haの水田がかい廃したことになる⁶⁾。

したがって、今次の減反緩和は基本的には政府米在庫復元を意図したものであり、その根底には、輸入自由化に先鞭をつける緊急輸入といった事態を招くことに対する政府当局の強い危機感があったものと考えられる。しかしながら、92年度の減反緩和については、あくまでも単年度措置という方針を貫いたことと、潜在生産力の低下が予想以上のスピードで進行していたことにより、実際の復田は13万haを大幅に下回ることとなった。このため減反緩和は「活性化対策」のもとで新たな追加配分を加えて3年間継続されることとなったのである。現在、平成5米穀年度末（93年10月末）の持ち越し在庫量が40万トンと見通されているもとの、対策期央年の平成7米穀年度末（95年10月末）に100万トンまで復元するため、年間30万トンの在庫積み増しをおこなうとしている⁷⁾。

2) 緩和面積の都道府県配分・実施の特徴

表1は、1992年度及び「活性化対策」における減反緩和面積の都道府県配分を示したものである。

1992年度は前述したように緩和面積は13万haであったが、その都道府県配分は91年の被災地に手厚く配分する方針をとったため、表中「参考指標」として掲げた91年産水稻作況指数の低い地域・県は軒並み高い緩和率を示している⁸⁾。とくに作況指数80の「著しい不良」となった九州、91の「不良」となった東北、93で同じく「不良」となった中国地域の緩和率が高くなっており、なかでも作況指数が90を割り込んだ青森、山口、福岡、佐賀、長崎、熊本、大分では軒並み20%台の緩和率を示している。逆に、作況指数が100以上の北海道、関東（作況指数95の神奈川県を除く）、東山、東海、近畿の諸地域と作況指数97で「やや不良」となった四国（作況

表1 減反緩和面積の都道府県別配分・実施の状況

(単位: ha、%)

都道府県名	転作等目標面積			減反緩和の状況				(参考指標)		
	水田農業 確立対策 後期対策	1992年度	水田営農 活性化 対策	1992年度 緩和面積	緩和率	活性化対策 緩和面積	緩和率	1991年度 水稲 作況指数	91～92年 水稲作付 増加面積	92年緩和 面積に対 する割合
全 国	830,000	700,000	676,000	130,000	15.7	24,000	2.9	95	43,000	33.1
北海道	130,440	112,040	100,290	18,400	14.1	11,750	9.0	100	17,100	92.9
青 森	27,130	21,410	21,550	5,720	21.1	△140	△0.5	86	2,300	40.2
岩 手	25,750	20,930	20,450	4,820	18.7	480	1.9	90	2,600	53.9
宮 城	22,900	18,770	17,990	4,130	18.0	780	3.4	92	2,200	53.3
秋 田	30,020	25,278	24,760	4,742	15.8	518	1.7	90	2,900	61.2
山 形	21,250	17,730	16,640	3,520	16.6	1,090	5.1	94	2,100	59.7
福 島	27,390	22,880	22,280	4,510	16.5	600	2.2	94	1,700	37.7
茨 城	29,430	25,450	24,610	3,980	13.5	840	2.9	100	900	22.6
栃 木	32,020	27,700	26,040	4,320	13.5	1,660	5.2	109	2,200	50.9
群 馬	11,050	9,570	9,500	1,480	13.4	70	0.6	103	400	27.0
埼 玉	18,030	15,610	15,410	2,420	13.4	200	1.1	105	100	4.1
千 葉	21,110	18,280	17,190	2,830	13.4	1,090	5.2	103	900	31.8
東 京	510	440	460	70	13.7	△ 20	△3.9	100	△ 15	—
神奈川	2,750	2,310	2,370	440	16.0	△ 60	△2.2	95	△330	—
山 梨	4,130	3,570	3,570	560	13.6	0	—	103	△ 10	—
長 野	20,980	18,170	17,740	2,810	13.4	430	2.0	103	1,000	35.6
新 潟	33,170	27,990	26,160	5,180	15.6	1,830	5.5	95	2,000	38.6
富 山	15,330	13,000	12,100	2,330	15.2	900	5.9	96	1,500	65.2
石 川	9,530	8,080	7,770	1,450	15.2	310	3.3	96	600	41.4
福 井	8,950	7,590	7,150	1,360	15.2	440	4.9	96	800	58.8
岐 阜	14,680	12,710	12,560	1,970	13.4	150	1.0	103	500	25.4
静 岡	11,640	10,070	10,050	1,570	13.5	20	0.2	102	200	12.7
愛 知	17,760	15,380	15,240	2,380	13.4	140	0.8	102	300	12.6
三 重	13,950	12,080	11,790	1,870	13.4	290	2.1	101	900	48.1
滋 賀	11,820	10,240	9,750	1,580	13.4	490	4.1	100	400	25.3
京 都	6,970	6,040	5,840	930	13.3	200	2.9	100	400	43.0
大 阪	5,100	4,420	4,490	680	13.3	△ 70	△1.4	101	△140	—
兵 庫	23,950	20,590	20,200	3,360	14.0	390	1.6	99	1,700	50.6
奈 良	7,190	6,230	6,230	960	13.4	0	—	102	100	10.4
和歌山	4,890	4,230	4,230	660	13.5	0	—	101	△180	—
鳥 取	8,410	7,020	6,820	1,390	16.5	200	2.4	93	900	13.2
島 根	8,870	7,370	7,290	1,500	16.9	80	0.9	92	700	46.7
岡 山	17,720	14,920	14,920	2,800	15.8	0	—	95	1,000	35.7
広 島	14,630	12,470	12,470	2,160	14.8	0	—	97	400	18.5
山 口	12,680	10,080	10,300	2,600	20.5	△220	△1.7	86	1,000	38.5
徳 島	7,910	6,780	6,720	1,130	14.3	60	0.8	98	400	35.4
香 川	8,840	7,540	7,540	1,300	14.7	0	—	97	400	30.8
愛 媛	9,000	7,470	7,560	1,530	17.0	△ 90	△1.0	93	300	19.6
高 知	11,350	9,820	9,810	1,530	13.5	10	0.1	100	0	—
福 岡	24,160	19,080	19,280	5,080	21.0	△200	△0.8	72	2,200	43.3
佐 賀	13,130	10,300	10,240	2,830	21.6	60	0.5	64	1,900	67.1
長 崎	7,520	5,900	6,070	1,620	21.5	△170	△2.3	68	500	30.9
熊 本	24,520	19,510	19,560	5,010	20.4	△ 50	△0.2	84	1,700	33.9
大 分	12,570	9,960	10,120	2,610	20.8	△160	△1.3	83	1,000	38.3
宮 崎	15,090	12,730	12,730	2,360	15.6	0	—	95	800	33.9
鹿児島	17,180	14,560	14,560	2,620	15.3	0	—	96	500	19.1

(出所) 農林水産省資料、全農『米穀に関する主要統計』各年版、『作物統計』によって作成

注1) 実際の転作等目標面積には公平確保措置等に伴う補正が行われる。

2) 緩和率=緩和面積/後期対策の転作等目標面積(%)

指数93の愛媛県を除く）の諸県は13～14%台と低く、作況指数95で「やや不良」となった北陸の諸県は15%台といずれも全国平均を下回っている。

これに対して、「活性化対策」における新たな追加的な緩和面積の配分は明らかに北海道に特化しており、緩和率は9.0%と全国平均の2.9%を大きく上回り、全国2万4千haのほぼ半分にあたる11,750haの緩和面積配分がなされている。逆に、92年度に高率の緩和配分をされた青森、山口、愛媛、福岡、長崎、熊本、大分といった諸県は減反が強化されていることがわかる。

ちなみに、92年度緩和の達成状況をみようととして、『作物統計』によって算出した各都道府県の1991～92年にかけての水稲作付増加面積を92年度の緩和配分面積で除した比率を表中「参考指標」として掲げておいた⁹⁾。これによれば、北海道の値は93%であり、この指標でみてもほぼ完全達成の様相がうかがえる。一方、復田が低位にとどまるとされる都府県では、秋田、富山、佐賀の3県が60%であり、50%台は岩手、宮城、山形、栃木、福井、兵庫の6県に過ぎない。また、東京、神奈川、山梨、大阪、和歌山では91年から92年にかけて作付面積が減少しており、都市化地域及び山間地域では水田のかい廃が進行していることを示しているが、この諸府県に対する93年度の緩和配分をみると東京・神奈川・大阪は減反強化、山梨・和歌山は配分無しとなっている。

したがって、93年度からの「活性化対策」に伴う新たな緩和面積の配分は、すぐれて水稲の潜在生産力に応じた配分がなされたものと推察される。

3. 減反緩和に対する北海道系統農協の対応と支庁配分・実施の特徴

1) 減反緩和に対する北海道系統農協の対応

1992年度の減反緩和に関連して、北海道農業協同組合中央会は91年11月26日に農林水産省に対して以下のような内容の要請をおこなっている¹⁰⁾。

- ①傾斜配分の是正をおこなうこと
- ②緩和措置は単年度とせず中長期にわたる措置とすること
- ③団地化等加算要件の緩和措置を講ずること
- ④もち米の緊急増産を図るための措置を講ずること
- ⑤他用途利用米を縮小すること

全中も減反緩和の「継続性の確保」について再三の要請をおこなったことから

わかるように、92年度の緩和措置にともなう最大の焦点は「単年度措置の撤廃」にあったといえるが、こうした継続性に対する農林水産省の明確な回答はなされないまま、12月2日に都道府県配分がなされた。これを受けて12月9日に道農協米対策本部委員会が開催され、系統としての減反緩和への対応が協議された。その基本姿勢は、「ポスト後期対策」への継続性の確保と「ポスト後期対策」での北海道に対する転作の傾斜配分の是正に向けた運動を展開することであり、具体的には、

- ①北海道米の生産を拡大すべきとの世論醸成が重要であるとの観点から、適地適産による良食味米生産に努める。
- ②日本の食糧基地としての位置づけを確保するため、均衡集荷並びに全量集荷運動を推進する。
- ③ポスト後期に万全の体制を構築するため、緩和配分を受けた18,400haを完全に消化する。そのため、うるち米については地域間調整の仕組みを最大限活用し、もち米についてはもち米団地への集約をすすめ品質と集荷の向上をはかる、というものであった。

そこで、緩和面積の支庁配分にあたって「主産地形成並びにもち米団地育成に配慮して」、系統として以下の要素を勘案するよう道庁に対して申し入れることとしたのである。すなわち、

- ①転作等目標面積
- ②稲作の安定性（収量の安定性）
- ③良質米の安定出荷（良質米出荷状況、自主流通米出荷状況）
- ④限度数量達成率

の4指標であり、これを基本として12月16日に支庁長及び地区農協組合長会会長によって構成される水田農業確立推進会議において支庁配分が決定された。なお、この支庁配分の方針は1993年度の緩和面積配分においても貫かれたことを確認することができる¹¹⁾。

したがって、北海道系統農協は減反緩和を機に懸案の格差配分の是正を再優先課題とすると同時に、作付面積拡大にともなう道産米の品質・評価の低下を回避する観点から、緩和面積の支庁配分にあたって、とくに良質米生産地域に重点的に配分する方針をとったものといえる。また、緩和地域において自主流通米比率が低下し、農家実質手取り米価が低下することへの対策として、政府米に逆戻りする予定の集荷調整枠については、92年産自主流通米と政府米との差額を系統として助成することとした¹²⁾。

表2 減反緩和面積の北海道支庁別配分・実施の状況

(単位: ha、%)

支庁名	転作等目標面積			減反緩和の状況						1991年の米生産のシェア			(参考指標)		
	水田農業 確立対策 後期対策	1992年度	水田営農 活性化 対策	1992年度			水田営農活性化対策			作付 戸数	作付 面積	収穫量	1991年産 水稲 作況指数	91～92年 水稲作付 増加面積	92年緩和 面積に対 する割合
				緩和面積	構成比	緩和率	緩和面積	構成比	緩和率						
全道	130,440	112,040	100,290	18,400	100	14.1	11,750	100	9.0	100	100	100	100	17,100	92.9
石狩	15,500	14,200	13,200	1,300	7.1	8.4	1,000	8.5	6.5	6.9	8.6	9.5	107	1,200	92.3
空知	39,650	30,970	24,180	8,680	47.2	21.9	6,790	57.8	17.1	33.2	42.3	45.0	105	8,400	96.8
上川	36,060	29,800	26,850	6,260	34.0	17.4	2,950	25.1	8.2	26.7	23.4	24.7	103	5,800	92.7
留萌	4,480	3,850	3,380	630	3.4	14.1	470	4.0	10.5	3.3	3.6	3.7	104	600	95.2
渡島	3,510	3,330	3,280	180	1.0	5.1	50	0.4	1.4	5.4	3.1	2.1	71	60	33.3
檜山	4,460	3,960	3,860	500	2.7	11.2	100	0.9	2.2	4.9	4.0	3.0	80	490	98.0
後志	5,340	4,920	4,790	420	2.3	7.9	130	1.1	2.4	6.1	4.8	4.7	102	340	81.0
胆振	4,920	4,490	4,150	430	2.3	8.7	340	2.9	6.9	5.5	4.3	3.4	83	440	102.3
日高	4,430	4,430	4,490	0	—	—	△60	—	△1.4	4.0	3.0	2.2	77	△80	—
十勝	4,910	4,910	4,950	0	—	—	△40	—	△0.8	0.4	0.3	0.1	22	△67	—
網走	7,180	7,180	7,160	0	—	—	20	0.2	0.3	3.6	2.6	1.5	61	△80	—

(出所) 北海道農政部資料、北海道食糧事務所資料、『作物統計』より作成

注1) このほかに根室支庁、宗谷支庁があるが水稲作付がないので除いている。

2) 緩和率=緩和面積/後期対策の転作等目標面積(%)

一方、「後期対策」において全国の16%にあたる配分を受けていた他用途利用米については、減反緩和による他用途利用米の上積み配分を警戒し、「全国公平な負担となるよう限度数量に対する一律配分」を「ポスト後期対策」への要請事項として掲げている¹³⁾。結果的には、3万5千トンの上積みを計画した「水田営農活性化対策」の都道府県配分において、北海道の上積み配分は極めて低い水準に調整された¹⁴⁾。

2) 減反緩和の北海道支庁別配分・実施の特徴

表2は、1992年度及び「活性化対策」における緩和面積の北海道支庁配分を示したものである。

これによれば、支庁配分は前年作況を考慮した都道府県配分とは対照的に、前述した方針にしたがって米主産地である空知・上川に緩和面積の8割以上の配分がなされており、畜産・畑作への稲作転換¹⁵⁾が進んでいる日高、十勝、網走地域は緩和配分がなされず、逆に「活性化対策」において日高、十勝は減反強化がおこなわれている。

各支庁についてみると、1992年の緩和率は全道平均が14.1%であるのに対して空知21.9%、上川17.4%であり、他地域は全道平均以下に低く抑えられていることがわかる。また、「活性化対策」では空知が引き続き17.1%の緩和水準となっているのに対して、上川は全道平均を下回る8.2%にとどまっており、代わって留萌が空知に次ぐ10.5%の緩和率となっている。

表1と同様に「参考指標」として示した92年の水稲作付増加面積の緩和面積に対する割合をみると、石狩、上川、空知、留萌、檜山が90%以上、後志が81%であり、渡島が例外的に33%と低い水準となっている。また、92年度に緩和配分を受けなかった日高、十勝、網走の3支庁はいずれも稲作転換を背景に水稲作付面積が減少していることがわかる¹⁶⁾。

4. 水田作の地域的特性と減反緩和対応の関連

次に、水田作の地域的特性と減反緩和対応との関連について検討したい。

そこでまず、空知・上川管内の46市町村¹⁷⁾を対象として、主成分分析法を用いて水田作の地域的特性をあらわす総合指標を作成する。そののち、この総合指標につ

いてクラスター分析を適用して地域区分をおこない¹⁸⁾、減反緩和対応との関連をみることにしたい。

主成分分析のために用いた指標は以下の15である。

- X 1 専門的農家率（男子生産年齢人口のいる専門農家＋世帯主農業専従及び農業主の第1種兼業農家）：90センサス
- X 2 田のある農家1戸当り田面積：90センサス
- X 3 田のある農家100戸当り田植機台数（個人有＋共有）：90センサス
- X 4 田の基盤整備事業として区画整理を実施した集落割合：90センサス
- X 5 水稻反収（1980－91平均）：作物統計
- X 6 同上変動係数（1980－91）：同上
- X 7 水稻うるち米1等米比率（1980－90平均）：北海道『米に関する資料』
- X 8 同上変動係数（1980－90）：同上
- X 9 きらら397作付上限比率（1991基準）：同上
- X10 1991年度目標転作率：北海道開発局『北海道農業に関する資料』
- X11 転作等実施面積に占める他用途利用米生産面積の比率
：北海道『平成3年度水田農業確立対策実績の概要』
- X12 転作麦類＋豆類比率：同上
- X13 転作そば＋地力増進作物＋飼料作物比率：同上
- X14 転作野菜類比率（食用ばれいしょをのぞく）：同上
- X15 中田地価（1989－91平均、ただし栗山・由仁町については欠値のため長沼町の地価を用いた）：北海道農業会議『田畑売買価格等に関する調査結果』

主成分分析の結果を表3に示したが、第3主成分までは固有値が1以上であり、かつ累積寄与率が77.3%となっているので、因子負荷量によって第3主成分までを解釈することとする。

第1主成分は、水稻反収（X5）、1等米比率（X7）、きらら作付率（X9）、他用途米比率（X11）、中田地価（X15）と強い正の相関があり、田植機普及率（X3）とも正の相関をもっている。逆に反収変動係数（X6）、1等米比率変動係数（X8）、転作率（X10）と強い負の相関を持っている。主成分得点では、正で赤平、旭川、鷹栖、深川、新十津川といった市町村が大きく、負では下川、美深、名寄、上川、朝日、南富良野、士別、剣淵といった市町村が大きい。したがってこの主成分は水稻反収・良質米生産の水準及びその安定性と減反の水準に関する因子

であり、これを「稲作指標」と呼んでおく。

第2主成分は、戸当り田規模（X2）、転作麦類＋豆類比率（X12）と強い正の相関、田植機普及率（X3）、基盤整備導入集落割合（X4）と正の相関があり、逆に、転作野菜類比率（X14）と強い負の相関がある。主成分得点では正で南幌、北村、妹背牛、秩父別、沼田、風連、長沼といった市町村が大きく、負では富良野、夕張、三笠、上富良野、中富良野といった市町村が大きい。したがってこの主成分は、稲作の生産基盤（規模、機械化、耕地条件）とそれにもとづく転作方式（麦・豆－野菜）の違いに関わる因子であり、これを「構造指標」と呼んでおく。

第3主成分は、正で専業率（X1）と強い相関、転作野菜類比率（X14）及び転作麦類＋豆類比率（X12）と正の相関があり、逆に、転作そば＋地力＋飼料作物比率と強い負の相関がある。主成分得点では、正で富良野、中富良野、岩見沢、上富良野、北村、栗山といった市町村が大きく、負では赤平、幌加内、上川、東川、愛別、朝日、旭川、芦別といった市町村が大きい。したがってこの主成分は、農業専業－兼業と転作の粗放化（そば・えん麦・飼料）に関わる因子であり、これを「専業指標」と呼んでおく。

そこで、以上3つの主成分得点にクラスター分析（ウォード法）を適用し、水田作の地域区分をおこなうとともに、減反緩和対応（緩和率・転作率）との関連をみることにしたい。

クラスター分析の結果を表4に示したが、地域区分は2分類（A、B）、5区分（A1：12市町村、A2：11、A3：10、B1：6、B2：7）とした。この中で、Aに属する地域は緩和率が30～40%台であり、減反緩和に対して積極的に対応した地域と言えよう。

A1地域は、「稲作指標」、「構造指標」、「専業指標」いずれも正值で高く、空知・上川のなかでも中核的な水田作地域と言える。緩和率は合計で46.2%と最大であり、地域的には北空知から中空知にかけての市町村で構成されている。

A2地域は、「稲作指標」が高いが、「構造指標」が低く、「専業指標」が負値で大きいという特徴を持つ。緩和率についてみると、92年度はA1地域とほぼ遜色ないが、「活性化対策」では10.2%とA地域のなかで最も低位である。地域的には、上川中央部と夕張・三笠をのぞく空知の旧産炭地に属する市町村で構成されている。

A3地域は、「構造指標」、「専業指標」が高いが、「稲作指標」が負値で大きいという特徴を持つ。緩和率は、A2地域とは逆に、92年度が16.2%と比較的低位であり、「活性化対策」では15.8%とA1地域に次いで高位である。地域的には、

表3 水田作の地域的特性に関する主成分分析の結果

	PCA1	PCA2	PCA3
X 1 : 専業的農家率	0.034	0.185	0.795
X 2 : 戸当り田面積	0.031	0.875	0.301
X 3 : 田植機普及率	0.645	0.604	0.095
X 4 : 基盤整備（区画整理）導入集落割合	0.264	0.659	0.215
X 5 : 水稻反収	0.864	0.089	0.016
X 6 : 同上変動係数	-0.919	0.060	-0.059
X 7 : 1等米比率	0.843	0.155	-0.156
X 8 : 同上変動係数	-0.759	-0.071	0.004
X 9 : きらら397作付上限比率	0.923	-0.095	0.113
X 10 : 1991年度目標転作率	-0.870	-0.282	-0.288
X 11 : 転作等面積にしめる他用途米面積比率	0.839	0.353	0.018
X 12 : 転作麦類＋豆類比率	0.088	0.783	0.464
X 13 : 転作そば＋地力増進作物＋飼料作物比率	-0.032	-0.248	-0.902
X 14 : 転作野菜類比率	0.031	-0.770	0.537
X 15 : 中田地価	0.770	0.010	0.190
固 有 値	6.914	2.962	1.714
寄 与 率 (%)	46.1	19.7	11.4
累積寄与率 (%)	46.1	65.8	77.3

注1) 基準化データを用いて計算した。

2) バリマックス回転後の因子負荷量である。

表4 水田作の地域的特性に関するクラスター分析の結果

地域	主 成 分 得 点			緩 和 率			転 作 率		
	PCA1	PCA2	PCA3	1992	活性化	合計	後期	1992	活性化
A 1	0.83	0.48	0.22	27.4	17.7	46.2	37.7	26.0	20.0
A 2	0.66	0.05	-0.94	26.6	10.2	36.8	42.6	30.2	25.7
A 3	-0.83	0.69	0.46	16.2	15.8	32.0	56.4	46.7	38.5
B 1	0.05	-1.73	1.20	8.3	3.4	11.8	57.0	51.6	51.3
B 2	-1.84	-0.22	-0.82	8.3	3.9	12.2	70.0	64.9	62.3

南空知と上川北部（名寄以南）の市町村で構成されている。

一方、B 1、B 2 地域は、緩和率がほぼ同程度で11～12%であり、減反緩和に対応して消極的に対応した地域といえる。

B 1 地域は、「構造指標」が負値で大きく、「専門指標」が正値で大きい。地域的には夕張、三笠、富良野、上富良野、中富良野、美瑛の6市町村で構成されており、野菜作・畑作が支配的な農業専門地帯と言えよう。

B 2 地域は、「稲作指標」、「構造指標」、「専門指標」がいずれも負値であり、A 1 地域の対極に位置する限界的な水田作地域であると言える。幌加内、上川、南富良野、朝日、名寄、下川、美深の7市町村で構成されており、もち米、畜産への転換が進んでいる地域であると言える。

最後に、転作率についてみると、各地域の転作率の序列は基本的に不変であり、A 地域内の格差もそれほどの変化は見られない。ただし、A－B 地域間でみると、A 3－B 1 の格差が、「後期対策」の配分では転作率はほぼ同率であったものが、減反緩和対応の違いによって「活性化対策」においては12～13ポイントひらいていくことがわかる。

4. 結 びー減反緩和対応の地域性

以上の検討の結果から、北海道水田地帯における減反緩和対応の地域性をめぐって次の2点を指摘しておきたい。

まず第1に、北海道における減反緩和対応は、その配分過程において緩和面積の完全消化・増産と良質米生産を同時併行的に進めることを基本としたため、そのことがまず、支庁配分における空知・上川偏重というかたちの地域性を生み出すこととなった。また、そのことは空知・上川地域の内部でも貫かれており、稲作転換が進展している地域及び限界的な稲作地域の緩和水準は極めて低位であり、これによって然らざる地域との減反の地域間格差が増幅されていることを確認することができる。

第2に、減反緩和に積極的に対応した地域（上述A地域）においても、92年度と「活性化対策」における緩和対応をみると、A 2－A 3 地域間では特徴的なコントラストがあらわれていた。

特に、南空知を典型とするA 3 地域においては、減反緩和を受容する稲作の生産

力的な基盤がある一方で、減反緩和によって米生産の相対的低位性・不安定性を従来に比していっそう抱えることに対する軋轢があるものと推察される。従ってこの地域においては、農家間あるいは階層間で減反緩和に対するかなりの対応差があるものと推察されるが、この点についての検討は他日に期すこととしたい。

(注)

- 1) 北海道農政部調査による。毎日新聞（北海道版）92年6月17日付。
- 2) J A北海道中央会並びに北海道農政部談。北海道新聞92年11月20日付。
- 3) たとえば飯澤〔5〕が説得的である。
- 4) 北海道新聞92年9月10日付。
- 5) 詳しくは森島〔4〕を参照されたい。
- 6) この「潜在生産面積（量）」の問題点については三島〔3〕が明快である。
- 7) 鶴岡食糧庁長官談。日本農業新聞93年1月9日付。
- 8) 91年産水稻の作況指数については農林水産省統計情報部『平成3年産水陸稲の収穫量』（1991年12月20日公表）を参照。
- 9) 用いている数値は若干違いが同様の計算は内田〔6〕においてもなされている。
- 10) 92年度緩和に関する北海道系統農協の対応に関連した事実関係は、すべて中出〔1〕に依拠している。
- 11) 93年度の緩和面積の支庁配分について報じた日本農業新聞（北海道版）92年12月15日付によれば、①転作面積②稲作の安定性③1等米、自主流通米の出荷量など良質米出荷状況、を配分要素としたとの記述がある。
- 12) 北海道新聞92年8月27日付。
- 13) 北海道農業協同組合中央会〔2〕P.12参照。
- 14) 北海道新聞92年11月20日付。
- 15) 最近の北海道における稲作転換の地域的様相については拙稿〔7〕で整理をおこなったので参照されたい。
- 16) 北海道新聞92年4月3日付では、十勝管内音更町において稲作を廃止して全地を大豆に転換した農家の例を紹介している。
- 17) 空知・上川管内の田地保有49市町村のうち、限度数量配分を受けていない占冠村、音威子府村、中川村をのぞいた46市町村である。
- 18) 同様の手法で北海道水田地帯の地域区分をおこなったものに菅原・今野〔8〕、

北海道農産物協会〔9〕がある。

(参考文献)

- [1] 中出孝一「転作緩和と米生産の動向」『農家の友』1992.3
- [2] 北海道農業協同組合中央会『ポスト後期対策に係わるJAグループ北海道としての主張と取り組み』1992.9
- [3] 三島徳三「米『構造的過剰』の終えんと米政策の転換」『ニューカントリー』1992.10
- [4] 森島 賢「コメ潜在生産力の低下と備蓄・飼料化システム」『農業と経済』1992.10
- [5] 飯澤理一郎「水田営農活性化対策と北海道稲作の目指す方向」『ニューカントリー』1993.1
- [6] 内田多喜生「米の需要と供給の現状」『農林金融』1993.1
- [7] 拙稿「北限稲作地域における稲作転換に関する一考察」『農経論叢』第49集、1993
- [8] 菅原章・今野行男「水田転作ならびに営農類型別農業地域区分」高嶋正彦・黒柳俊雄編著『農政の経済分析（下）』明文書房、1981
- [9] （社）北海道農産物協会『販売戦略上から見た北海道稲作の地域分担』1988